報告第11号

専決処分の報告について

損害賠償の額を決定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定 により報告する。

令和5年11月30日提出

幸手市長 木 村 純 夫

専決第8号

専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を決定することについて、地方自治法(昭和22年法律 第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年10月18日

幸手市長 木 村 純 夫

記

1 相手方

2 事故の概要

令和5年10月7日午前11時50分頃、市道519号線幸手市南三丁目12 番19号地先の道路において、道路側溝の手掛け部の蓋が外れて、ひっくり返った裏側のネジを走行中の普通車が踏み、左前タイヤがパンクしたものである。

3 損害賠償額

金21,560円

上記金額の内訳(合計に責任割合100%を乗じたものとする。)

修理代 21,560円

合 計 21,560円